

事業予定地に係る地上権（賃借権）設定確約書

土地所有者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇理事長〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、地上権（賃借権）設定について次のとおり確約する。

（地上権（賃借権）設定の目的）

第1条 甲は、その所有に係る末尾記載の土地を乙が建設する施設の用に供させる目的をもって、地上権（賃借権）者乙のため地上権（賃借権）を設定し、所管法務局に登録するものとする。

（契約期間）

第2条 前条の地上権（賃借権）の契約期間は、令和〇年〇月〇日から前条の目的によって使用する期間（50年以上）とする。

（地代）

第3条 地代は無償（又は年額〇〇〇円）とする。

（土地の維持管理）

第4条 この確約の対象となる土地が、天災等により流出又は崩壊したときの損害の補てん又は復旧に要する費用は、乙の負担とする。

（確約の無効）

第5条 久留米市が募集するユニット型地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者に乙が選定されなかったときは、この確約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、乙に対し損害の賠償を請求することができない。

（協議）

第6条 この確約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ定めるものとする。
上記確約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住所
氏名 印

乙 住所
社会福祉法人〇〇〇
理事長〇〇〇〇 印

土地の表示

- 所在地 久留米市〇〇〇町〇〇〇番地
- 地目 〇〇
- 公簿面積 〇〇〇〇㎡

様式22（参考様式）

地上権（賃借権）設定確約書作成に当たっての注意事項

- 1 土地の借受けにより整備予定地を確保する場合、地上権又は賃借権いずれか選択して作成してください。
- 2 新規法人設立予定の場合、「法人」は「設立予定法人」、「社会福祉法人」は「社会福祉法人（仮称）」、「理事長」は「設立代表者」に文言を直してください。
- 3 第2条に規定する契約期間の始期については、施設の建設工事の入札を行う前までの日付としてください。
- 4 借受ける土地について、抵当権等借受ける者の利用に制限がかかる可能性のある権利が設定されている場合は、地上権（賃借権）設定確約書に次の条項を明記してください。

（権利関係）

第〇条 甲は、末尾記載の土地に設定されている〇〇権について、当該権利を解除した後、第1条による地上権（賃借権）設定を行わなければならない。

- 5 末尾記載の土地の表示等は、登記簿謄本どおり記載してください。